

## 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）学則

社会福祉法人あしたか太陽の丘

### （目的）

第1条 行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されたりするところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができるため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業を実施する。

### （研修名称）

第2条 研修事業の名称は次のとおりとする。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

### （研修実施方法及び場所）

第3条 研修実施場所は次のとおりとする。

実施形式：オンライン（Zoom ミーティング）

配信場所：社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター  
静岡県沼津市宮本5-2

### （研修期間）

第4条 研修の期間は以下のいずれかとする。

- ・ 1日目 令和7年5月30日、2日目 令和7年5月31日
- ・ 1日目 令和8年3月19日、2日目 令和8年3月20日

### （研修カリキュラム）

第5条 研修カリキュラムは下表のとおりとする。

区分	科目	時間数
講義	1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5
	2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5.0
演習	3 基本的な情報収集と記録等の共有	1.0
	4 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3.0
	5 行動障害の背景にある特性の理解	1.5
合計		12.0

2 講義は、Zoom ミーティングのメインルームにて全体で行う。

3 演習は、Zoom ミーティングのブレイクアウトルーム機能を用いてグループに分かれて行う。1グループの人数は10人までとし、各グループに1人の補助者を配置する。

### （使用資料及び教材）

第6条 研修テキストは、強度行動障害支援者養成（指導者研修）資料及び標準的なカリキ

ュラムに沿った内容のオリジナルテキストを用いる。

2 研修テキスト・資料は、研修の5日前までに、申込時の住所へ送付する。

(修了の認定方法)

第7条 研修修了は、研修カリキュラムすべてを履修したことによって認定する。

2 研修修了者には修了証書を交付し、研修修了日から7日以内に修了証書を発送する。

(募集時期)

第8条 受講募集は、以下のとおりとする。

研修実施日		募集期間
1日目	令和7年5月30日	令和7年4月7日 13時00分から
2日目	令和7年5月31日	令和7年5月2日 17時00分まで
1日目	令和8年3月19日	令和8年1月12日 13時00分から
2日目	令和8年3月20日	令和8年2月12日 17時00分まで

2 募集方法は、あしたか太陽の丘ホームページにて案内する。

(受講対象者)

第9条 受講対象者は、障害福祉サービス事業所等において、行動障害のある人の支援に携わっている者、または今後携わる予定がある者、若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

2 オンライン研修の受講環境を整えることができ、Zoom ミーティングの基本操作ができる者とする。

(受講定員)

第10条 受講定員は、1回につき60人までとする。

(受講申込手続)

第11条 受講に係る申込手続は以下のとおりとする。

指定の申込書に必要事項を記載し、期日までに申し込む。ただし定員に達した時点で申し込みの受付を終了する。

(受講に際し必要な費用)

第12条 研修参加費は、受講料16,720円、資料代2,200円、計18,920円とする。

2 受講決定者は、研修実施者からメールで送られる請求書を基に、研修参加費を指定の口座に指定期日までに支払う。振込手数料は受講者負担とする。

3 払い込んだ研修参加費は、いかなる場合も返還はしない。

4 オンライン研修受講に係る設備等の費用は、受講者負担とする。

5 補講は講義のみとし30分2,200円とする。なお、演習の補講は行わない。

(遅刻、早退、欠講の取扱い及び受講確認)

第13条 研修開始から10分以上遅刻した場合は欠講とする。ただし、演習の遅刻は認めな

い。

- 2 受講は、オンライン（Zoom ミーティング）の画面に受講者の顔が表情まで分かるようにはっきりと映っていることで確認する。研修開始時にカメラの接続ができていない場合は、受講確認ができないため研修受講を認めない。
- 3 オンライン（Zoom ミーティング）上で、受講者が講師及び事務局の音声を確認できない場合は、受講者が画面上に映っていても受講したと認めず欠講とみなす。また、演習時にマイクが使用できずグループワークに参加できない場合は、演習を欠講したとみなす。
- 4 研修中の離席、居眠り、研修受講以外の行為等、受講意欲が感じられない行為を確認した場合は、状況により退室を命じ以降の研修受講を認めない場合もある。その場合は、修了証書は交付しない。
- 5 欠講した場合は、速やかに事務局へ欠講届を提出する。

（研修遅刻者に対する補講の実施方法）

第 14 条 研修を遅刻した者及びやむを得ない事情があると認められる場合は、講義に限り補講を行うものとする。なお、補講に係る料金は、本学則第 12 条 5 項の規定により受講者が負担する。

- 2 補講の実施日時は、事務局の指定した日時とする。

（修了者名簿の管理）

第 15 条 研修修了者の名簿の管理は、以下のとおりとする。

本研修修了後、修了者の名簿は静岡県へ提出する。なお、事務局においても名簿を保管する。

（問い合わせ先）

第 16 条 問い合わせ先（事務局）は、以下のとおりとする。

社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター「強度行動障害支援者養成研修」担当  
電話 055-923-7850（平日 9:00～17:00）

Mail kensyu@a-taiyou.jp（メールの件名に研修名を記載してください。）